消費生活相談Can

求人情報なのにレッスン料が必要?

①2カ月くらい前、新聞の求人欄に掲載されていた「着物モデル募集」に応募したところ、合格しました。「仕事はたくさんあるが、それにはレッスンが必要」「レッスン料は仕事をすればその収入から払える」と説明され、レッスンの受講契約をしたのですが、仕事がもらえません。説明と違うので、解約することはできるのでしょうか。

②5日前に求人サイトでエキストラ募集を見て面接に 出向き、合格しました。「仕事を紹介するには1年間の 研修が必要」と言われ、高額なタレント養成講座の受 講を勧められ、迷っています。

● ①②の事例とも、仕事をしようと応募した人に高額な養成講座やレッスンの受講などの契約をさせるものです。仕事をするために必要な講座であるとして勧誘する行為は、特定商取引法の「業務提供誘引販売」に該当する可能性があり、契約書面を受領してから20日間はクーリング・オフが可能です。また、契約前に契約内容を説明した概要書面を、契約時には契約書面を渡す義務があります。

①の事例のようにクーリング・オフ期間を過ぎていても、「仕事がたくさんある」などと誇大な説明を信じて契約してしまったり、モデル契約をする際に高額なレッスン料が必要であることを意図的に伝えていない場合など、勧誘に問題があるときには、その旨事業者に申し出て話し合うこともできますので、消費生活センターにご相談ください。

求人広告や求人サイトに「仕事を紹介します」とある場合、職業安定法による許可が必要であるため、事業者に対する厚生労働大臣の許可の有無を確認してから応募することも必要です。また、契約する前に身近な人に相談するなど、冷静な判断を心掛けましょう。

消費生活センターでも問い合わせを受け付け、一般 的な情報提供を行っています。



※くわしくは消費生活センター(**☎**23-1161)へ。

なりたエコニュース



エコ(ロジー)行動はお財布にもエコ(ノミー)



暑い夏。エアコンの使用など、エネルギーの消費が一段と増える季節の中、皆さんも普段以上に省エネを心掛け、家電の買い替えの際などには省エネ型の製品を選ぶことも多いのではないでしょうか。

このような省エネ型の家電に限らず、近頃はさまざまな分野に「エコ製品」が広がってきています。文具や洗剤、衣料などの日用品から、車、家の建築資材などの大きなものまで、「環境に配慮しています」という意味のマークや表示が付いたものを生活の中で見掛けるることが多くなっているように思いませんか。

このようなエコ製品は、購入時には少々割高でも、 従来品よりも長持ちしたり、電気やガス・水道などの 1回の使用量が少なかったり、年間の料金が数万円単 位で違うこともあるようです。

もちろん、買わなくてよいものを買わずに済ませる のが一番のエコ行動ですが、従来品を使い続ける場合 の費用とエコ製品に買い替えた場合の費用を比べてみ る価値はありそうです。

環境にやさしいエコ(エコロジー)行動は、お財布に やさしいエコ(エコノミー)行動にもなるのかもしれま せんね。

夏の省エネ策 温度設定は28℃を目安に

夏は、エアコンの使用などにより、普段以上に 多くのエネルギーが消費されます。身近なところ から、省エネに心掛けましょう。

- ○冷房中の室温は28℃を目安に
- ○電気・ガス・石油機器の購入の際は、省エネタイプも検討
- ○電気機器は不要時についたままにしない。長時間使わないときはコンセントからプラグを抜く
- ○冷蔵庫は整理整頓して効率的に
- ○煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用
- ○お風呂は冷めないうちに続けて入浴
- ○シャワーのお湯は不要時に流したままにしない

市では、率先して省エネに取り組むとともに、6月1日~9月30日の期間、職員のクールビズ(環境省の推進するノーネクタイ・ノー上着)を実施しています。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。